

平成30年7月豪雨災害における 被災者支援の取組み



内閣府

(平成30年7月15日現在)

災害救助法による救助

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。**

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。**
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索・処理
- 障害物の除去

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)**

5. 国庫負担

普通税収入見込額の割合

国庫負担割合

- | | | |
|----------------------------------|---|----------|
| ① 収入見込額の 2 / 100 以下の部分 | → | 50 / 100 |
| ② 収入見込額の 2 / 100 超 4 / 100 以下の部分 | → | 80 / 100 |
| ③ 収入見込額の 4 / 100 超の部分 | → | 90 / 100 |

り 罹災証明のための住家の被害認定調査の効率化・迅速化①

航空写真等を活用して現地調査を実施せずに「全壊」と判定(全部流失等)



【被災前（2007年10月6日）】



【被災後（2018年7月9日）】

<岡山県倉敷市真備町>

り 罹災証明のための住家の被害認定調査の効率化・迅速化②

基礎が損傷している場合、
簡易に「全壊」と判断

木造・プレハブ	基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合
---------	---



【平成29年台風18号等での
基礎・地盤被害による住家被害の例】

土砂等が一様に堆積している場合、
堆積の深さで判定

- 床上1mまで ⇒「全壊」
- 床まで ⇒「大規模半壊」
- 基礎の天端下25cmまで ⇒「半壊」








【平成29年九州北部豪雨での
土砂堆積等による住家被害の例】

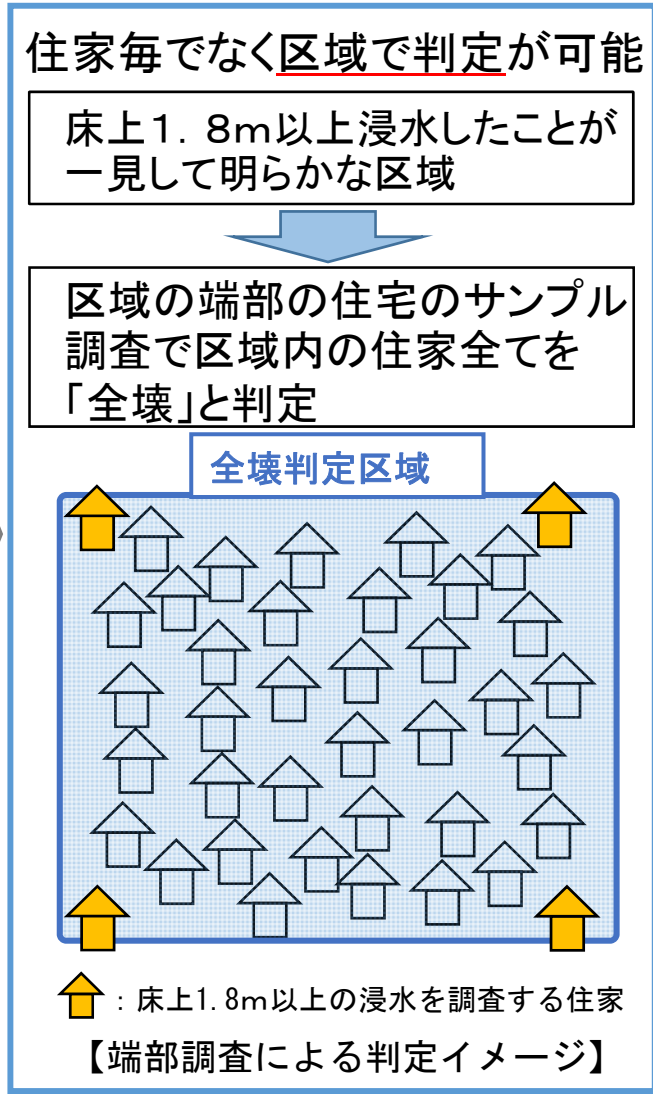
罹災証明のための住家の被害認定調査の効率化・迅速化③

堤防決壊等により浸水したエリアは
外力が作用したものと判断

浸水深による簡易な判定が可能

 	<p>住家流失 又は 床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)</p>	全壊
	<p>床上1m以上 1.8m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)</p>	大規模 半壊
	<p>床上1m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)</p>	半壊
	<p>床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)</p>	半壊に 至らない

加えて



罹災証明のための住家の被害認定調査の効率化・迅速化④

外観による「全壊」の判定

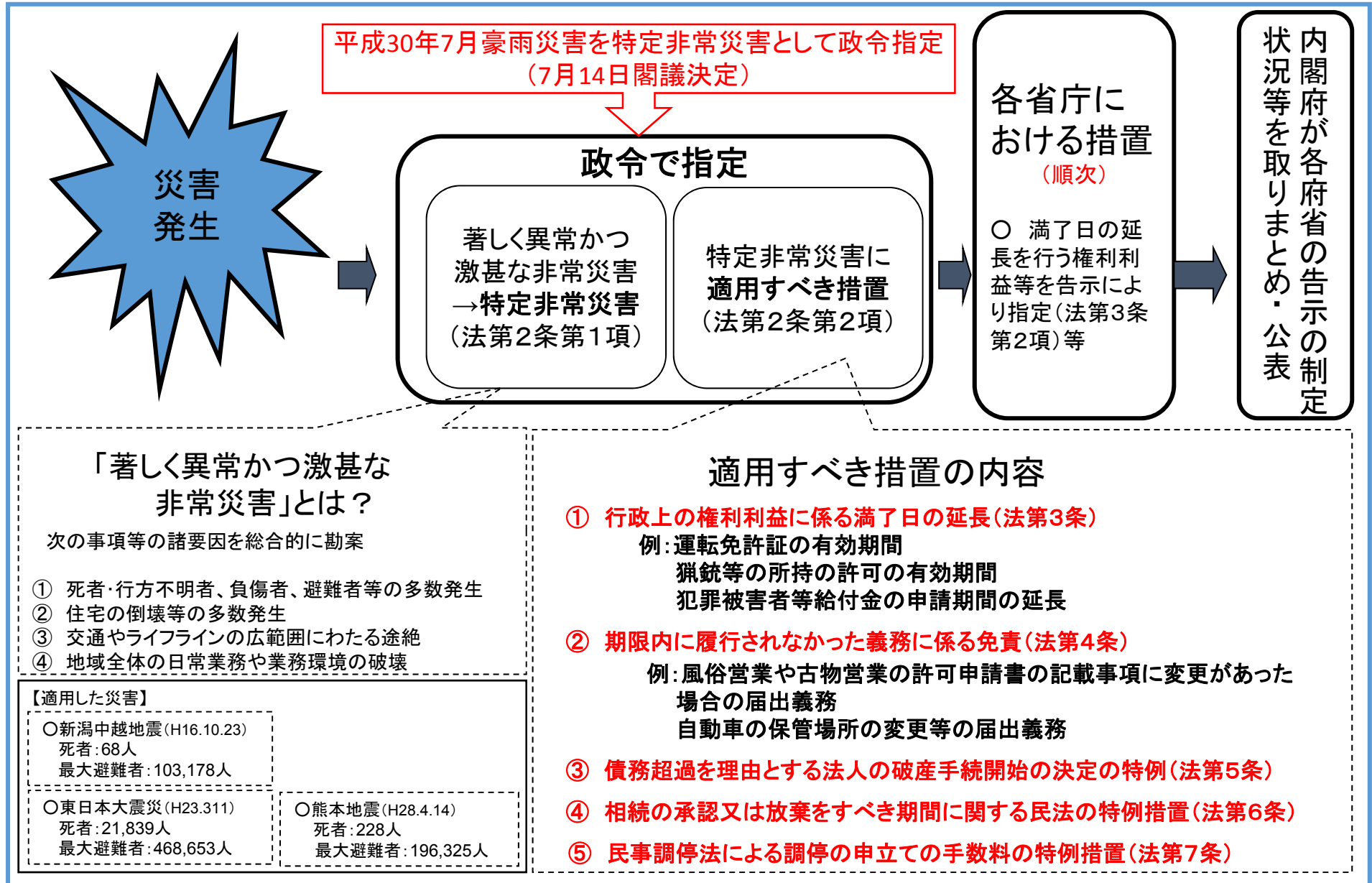


【一見して住家がすべて倒壊している場合】



【一見して住家がすべて流失している場合】

平成30年7月豪雨災害の被害者の権利や利益の保全等



問合せ先

1. 災害救助法による救助

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付

鶴見、佐藤、篠原

03-3501-5191

2. 罹災証明のための住家の被害認定調査の効率化・迅速化

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)付

粟津、黒瀬

03-3501-5696

3. 平成30年7月豪雨災害の被害者の権利や利益の保全等

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付

安藤、高橋、山下、井上

03-3501-5408、03-3501-5190